



平成26年4月4日

各 位

会 社 名 ウチダエスコ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 江口 英則
(コード：4699、東証JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
管理本部長 久保 博幸
(TEL047-382-4141)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信（訂正版）の公表について」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書に関東財務局へ提出し、過年度決算短信（訂正版）についても公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第39期 内部統制報告書(自平成22年7月21日至平成23年7月20日)

第40期 内部統制報告書(自平成23年7月21日至平成24年7月20日)

第41期 内部統制報告書(自平成24年7月21日至平成25年7月20日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

(1)第39期 内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当連結グループの財務報告に

係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年7月期第2四半期の決算手続き中であった同年1月末に、当社ソリューションビジネス事業部(以下、SB事業部とする)公共営業部において、原価付け替えによる不適切な会計処理が発覚いたしました。当社は、この事態を厳粛に受け止め、直ちに社内調査を開始し、不適切な会計処理が行なわれた時期と影響額の把握を開始するとともに、代表取締役社長を委員長とした社外の弁護士等を含む調査委員会を設置し、不適切な会計処理が行なわれた経緯並びに原因調査を実施しました。

当該調査の結果、今回の不適切な会計処理は、SB事業部で行なっている受注制作ソフトウェアに関わる個別原価計算プロセスにおいて、SB事業部公共営業部に所属する数名の課長が各プロジェクトの担当者に対して、日報データの作業事実とは異なるプロジェクトへの付け替え指示を行い、その結果、利益の期間帰属を不当に操作していたこと並びにこの不適切な会計処理が平成23年7月期第3四半期から行なわれていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年7月期第3四半期から平成26年7月期第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今回の不適切な会計処理は、SB事業部公共営業部に所属する数名の課長が上司から強い業績プレッシャーを受け、当日での日報データ登録を原則としていたものの運用上は1ヶ月以内での登録を許容していたことを悪用した行為であり、SB事業部の管理職以下のコンプライアンス意識が希薄であったことに加え、SB事業部固有の個別原価計算プロセスに対するモニタリングが不足していたことが原因であると分析しています。また、今回の調査過程におけるヒアリングにおいて、内部通報制度を十分に理解していない社員がいることも判明しており、内部統制を含めた同制度の周知不足により、今回の不適切な会計処理が早期に発見されなかったものと考えます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制およびSB事業部の業務プロセスの一部に重要な欠陥があり、当該不適切な会計処理が行なわれ、かつその発見に遅れが生じたものと認識しております。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了していません。当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会で取りまとめた以下の再発防止の措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①SB事業部に所属する全社員を対象としたコンプライアンス教育の実施
- ②SB事業部に所属する全社員に対して、部長、課長及び一般社員の役割に応じたコンプライアンス自己点検を新たに実施(年4回 四半期毎)
- ③SB事業部から独立した社長直轄の「プロジェクト管理室」の設置(個別原価計算プロセスに係る適時なモニタリングの強化)
- ④SB事業部で開催する月次定例会議の質的改善(プロジェクト進捗情報の共有・評価)
- ⑤SB事業部に所属する全社員を対象とした個別原価計算制度に関わる教育の実施
- ⑥賞与制度(業績に連動した成果の配分方法)の見直し検討(タスクフォース設置)
- ⑦全社員に対する内部通報制度の周知徹底

以上

(2) 第40期 内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当連結グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年7月期第2四半期の決算手続き中であった同年1月末に、当社ソリューションビジネス事業部(以下、SB事業部とする)公共営業部において、原価付け替えによる不適切な会計処理が発覚いたしました。当社は、この事態を厳粛に受け止め、直ちに社内調査を開始し、不適切な会計処理が行なわれた時期と影響額の把握を開始するとともに、代表取締役社長を委員長とした社外の弁護士等を含む調査委員会を設置し、不適切な会計処理が行なわれた経緯並びに原因調査を実施しました。

当該調査の結果、今回の不適切な会計処理は、SB事業部で行なっている受注制作ソフトウェアに関わる個別原価計算プロセスにおいて、SB事業部公共営業部に所属する数名の課長が各プロジェクトの担当者に対して、日報データの作業事実とは異なるプロジェクトへの付け替え指示を行い、その結果、利益の期間帰属を不当に操作していたこと並びにこの不適切な会計処理が平成23年7月期第3四半期から行なわれていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年7月期第3四半期から平成26年7月期第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今回の不適切な会計処理は、SB事業部公共営業部に所属する数名の課長が上司から強い業績プレッシャーを受け、当日での日報データ登録を原則としていたものの運用上は1ヶ月以内での登録を許容していたことを悪用した行為であり、SB事業部の管理職以下のコンプライアンス意識が希薄であったことに加え、SB事業部固有の個別原価計算プロセスに対するモニタリングが不足していたことが原因であると分析しています。また、今回の調査過程におけるヒアリングにおいて、内部通報制度を十分に理解していない社員がいることも判明しており、内部統制を含めた同制度の周知不足により、今回の不適切な会計処理が早期に発見されなかったものと考えます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制およびSB事業部の業務プロセスの一部に開示すべき重要な不備があり、当該不適切な会計処理が行なわれ、かつその発見に遅れが生じたものと認識しております。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。当社は財務

報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会で取りまとめた以下の再発防止の措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①SB事業部に所属する全社員を対象としたコンプライアンス教育の実施
- ②SB事業部に所属する全社員に対して、部長、課長及び一般社員の役割に応じたコンプライアンス自己点検を新たに実施(年4回 四半期毎)
- ③SB事業部から独立した社長直轄の「プロジェクト管理室」の設置(個別原価計算プロセスに係る適時なモニタリングの強化)
- ④SB事業部で開催する月次定例会議の質的改善(プロジェクト進捗情報の共有・評価)
- ⑤SB事業部に所属する全社員を対象とした個別原価計算制度に関わる教育の実施
- ⑥賞与制度(業績に連動した成果の配分方法)の見直し検討(タスクフォース設置)
- ⑦全社員に対する内部通報制度の周知徹底
- ⑧個別原価計算システムのIT統制強化(データの登録・修正権限の制限等)

以上

(2) 第41期 内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当連結グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年7月期第2四半期の決算手続き中であった同年1月末に、当社ソリューションビジネス事業部(以下、SB事業部とする)公共営業部において、原価付け替えによる不適切な会計処理が発覚いたしました。当社は、この事態を厳粛に受け止め、直ちに社内調査を開始し、不適切な会計処理が行なわれた時期と影響額の把握を開始するとともに、代表取締役社長を委員長とした社外の弁護士等を含む調査委員会を設置し、不適切な会計処理が行なわれた経緯並びに原因調査を実施しました。

当該調査の結果、今回の不適切な会計処理は、SB事業部で行なっている受注制作ソフトウェアに関わる個別原価計算プロセスにおいて、SB事業部公共営業部に所属する数名の課長が各プロジェクトの担当者に対して、日報データの作業事実とは異なるプロジェクトへの付け替え指示を行い、その結果、利益の期間帰属を不当に操作していたこと並びにこの不適切な会計処理が平成23年7月期第3四半期から行なわれていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成 23 年7月期第3四半期から平成 26 年7月期第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今回の不適切な会計処理は、SB事業部公共営業部に所属する数名の課長が上司から強い業績プレッシャーを受け、当日での日報データ登録を原則としていたものの運用上は1ヶ月以内での登録を許容していたことを悪用した行為であり、SB事業部の管理職以下のコンプライアンス意識が希薄であったことに加え、SB事業部固有の個別原価計算プロセスに対するモニタリングが不足していたことが原因であると分析しています。また、今回の調査過程におけるヒアリングにおいて、内部通報制度を十分に理解していない社員がいることも判明しており、内部統制を含めた同制度の周知不足により、今回の不適切な会計処理が早期に発見されなかったものと考えます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制およびSB事業部の業務プロセスの一部に開示すべき重要な不備があり、当該不適切な会計処理が行なわれ、かつその発見に遅れが生じたものと認識しております。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了していません。当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会できりまとめた以下の再発防止の措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①SB事業部に所属する全社員を対象としたコンプライアンス教育の実施
- ②SB事業部に所属する全社員に対して、部長、課長及び一般社員の役割に応じたコンプライアンス自己点検を新たに実施(年4回 四半期毎)
- ③SB事業部から独立した社長直轄の「プロジェクト管理室」の設置(個別原価計算プロセスに係る適時なモニタリングの強化)
- ④SB事業部で開催する月次定例会議の質的改善(プロジェクト進捗情報の共有・評価)
- ⑤SB事業部に所属する全社員を対象とした個別原価計算制度に関わる教育の実施
- ⑥賞与制度(業績に連動した成果の配分方法)の見直し検討(タスクフォース設置)
- ⑦全社員に対する内部通報制度の周知徹底
- ⑧個別原価計算システムのIT統制強化(データの登録・修正権限の制限等)

以上